

青森県報

第二千八百三十九号

平成十九年
十月一日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

青森県財務規則の一部を改正する規則……………(経 理 課) ……一

告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……二

生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……二

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三

生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……三

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三

生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……三

生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………(同) ……四

生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………(同) ……四

生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出……………(同) ……四

生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……四

生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……四

生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……五

生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……五

生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……六

生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……六

生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……六

生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……六

救急診療所の設置……………(医療薬務課) ……六

規 則

漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……七

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) ……七

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……七

右 同……………(同) ……八

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十七号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一上平団地の項中「七十戸」を「六十六戸」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十八号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五十条及び第五十一条を次のように改める。

第五十条及び第五十一条 削除

第七十七条第二項中「郵便局」を「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行若しくはこれを所屬銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所屬銀行をいう。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）の営業所」に改める。

第七十七条中「郵便局又は」を削る。
第二百三十八条の次に次の一条を加える。

（準用規定）

第二百三十八条の二 第二百三十三条から前条までの規定は、行政財産を貸し付け又はこれに私権を設定する場合にこれを準用する。

第二百三十九条の前の見出しを削る。

第二百四十条中「前六条」を「第二百三十四条から第二百三十八条まで及び前条」に改める。

第二十号様式の（その三）中「豊浦商船」を「豊浦汽船」に改め、同（その三）の1の（1）中「豊浦」を削り、同1の（2）中「豊浦」を「豊浦汽船」に、「豊浦汽船汽船運送」を「豊浦汽船銀行以外の豊浦汽船汽船運送」に改め、同（その三）の2の（1）中「豊浦」を削り、同2の（2）中「豊浦」を「豊浦汽船銀行」に、「豊浦汽船汽船運送」を「郵便貯金銀行以外の豊浦汽船汽船運送」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の青森県財務規則により調製した郵便振替用の納入通知書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

告 示

青森県告示第六百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社あふりー	五所川原市大字 広田字下り松二〇	グループホーム桃園	五所川原市大字 梅田字福浦三四九の二	平成一九・七・一
社会福祉法人五戸町社会福祉協議会	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三六	五戸町社会福祉協議会訪問介護事業所	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三六	一九・六・三〇
江渡博之	十和田市西三番町一の二八	施設内科産婦人科クリニック	十和田市西三番町一の二八	一九・五・三
田子町	三戸郡田子町大字田子字天神堂平八一	田子町国民健康保険町立田子病院	三戸郡田子町大字田子字前田二の七	一九・三・三
"	"	訪問リハビリセンター	"	"

青森県告示第六百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百八十七号

"	田子町	江渡博之	社会福祉法人五戸町社会福祉協議会	名称	介護予防事業者	主たる事務所の所在地	名称	介護予防事業所	廃止年月日
"	平八	町一の二八	六	訪問介護	介護予防	訪問介護	名称	介護予防事業所	廃止年月日
訪問介護センター	"	管理指導	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	名称	介護予防事業所	廃止年月日
"	立田	健康保険町	産婦人科	訪問介護	訪問介護	訪問介護	名称	介護予防事業所	廃止年月日
"	の	三戸郡田子町大字前田二	六	訪問介護	訪問介護	訪問介護	名称	介護予防事業所	廃止年月日
"	一九・三・三	一九・五・三	一九・六・三〇	訪問介護	訪問介護	訪問介護	名称	介護予防事業所	廃止年月日

青森県告示第六百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社コムスン	名称	主たる事務所の所在地	名称	介護予防事業所	休年月日
訪問介護	訪問介護	訪問介護	名称	介護予防事業所	休年月日
訪問介護	訪問介護	訪問介護	名称	介護予防事業所	休年月日
訪問介護	訪問介護	訪問介護	名称	介護予防事業所	休年月日
訪問介護	訪問介護	訪問介護	名称	介護予防事業所	休年月日

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社コムスン	名称	主たる事務所の所在地	名称	介護予防事業所	休年月日
訪問介護	訪問介護	訪問介護	名称	介護予防事業所	休年月日
訪問介護	訪問介護	訪問介護	名称	介護予防事業所	休年月日
訪問介護	訪問介護	訪問介護	名称	介護予防事業所	休年月日
訪問介護	訪問介護	訪問介護	名称	介護予防事業所	休年月日

青森県告示第六百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

田子町	社会福祉法人五戸町社会福祉協議会	名称	主たる事務所の所在地	名称	介護予防事業所	休年月日
田子町	社会福祉法人五戸町社会福祉協議会	名称	主たる事務所の所在地	名称	介護予防事業所	休年月日
田子町	社会福祉法人五戸町社会福祉協議会	名称	主たる事務所の所在地	名称	介護予防事業所	休年月日
田子町	社会福祉法人五戸町社会福祉協議会	名称	主たる事務所の所在地	名称	介護予防事業所	休年月日
田子町	社会福祉法人五戸町社会福祉協議会	名称	主たる事務所の所在地	名称	介護予防事業所	休年月日

青森県告示第六百八十七号

青森県告示第六百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三村 申 吾

居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業所	指 月 日 定
株式会社ゆとり	主たる事務所の所在地 八戸市諏訪二丁目六の一八	名称 介護支援センターゆとりはしみ	所在地 三戸郡階上町蒼前東六丁目九の一八一
			平成 一九・六・三

青森県告示第六百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	名称	特定福祉用具販売事業所	指 月 日 定
株式会社レンタコム	主たる事務所の所在地 東京都東久留米市八幡町二丁目一七三	名称 松下電工エイジフリー介護チェイン青森店	所在地 上北郡東北町字ほとけ沢五の六一
			平成 一九・六・一

青森県告示第六百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三村 申 吾

地域包括支援センター	名称	介護予防支援事業所	指 月 日 定
藤崎町	主たる事務所の所在地 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一	名称 藤崎町地域包括支援センター	所在地 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一
			平成 一九・四・一

青森県告示第六百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売事業者	名称	特定介護予防福祉用具販売事業所	指 月 日 定
株式会社レンタコム	主たる事務所の所在地 東京都東久留米市八幡町二丁目一七三	名称 松下電工エイジフリー介護チェイン青森店	所在地 上北郡東北町字ほとけ沢五の六一
			平成 一九・六・一

青森県告示第六百九十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
公立金木病院	五所川原市金木町菅原一九	平成二十二年九月三十日

青森県告示第六百九十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加 入 区 の 名 称
東津軽郡今別町大字今別字宮本一〇番地四 小 鹿 秋 男 東津軽郡今別町大字今別字西田二六番地二 阿 部 信 一 東津軽郡今別町大字今別字西田二七番地二 小 鹿 豊 明	今別町西部

青森県告示第七百号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号中「二 収納代理金融機関」を「二 収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）」に改める。

第二号の次に次の一号を加える。

三 収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）

名 称	位 置	取 扱 事 務 の 範 囲
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区霞が関一丁目	県税、母子寡婦福祉資金貸付金の償還金及び放置違反金の収納事務

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
青森市大字浅虫字山下二二の三	宅 地	二六三・五四平方メートル

二 予定価格
五百一万円

三 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所
青森市大字浅虫字山下二二の三

五 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付

場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階入札室

2 日時

平成十九年十月二十九日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札に参加する者は、平成十九年十月三日から同月二十二日までの間に一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

3 物件については、平成十九年十月十二日午前十時から、青森市大字浅虫字山下三三の一において現地説明を行う。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる財産の売却

土地

所 在 地	地 目	地 積
弘前市大字中野一丁目三の二	宅 地	一五九・七五平方メートル

その他 土地の付属物である困障

二 予定価格

九百二十万二千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

弘前市大字中野一丁目三の二

五 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付

場所 青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 弘前市大字蔵主町四

青森県弘前合同庁舎別館三階B会議室

2 日時

平成十九年十月三十日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - 2 入札に参加する者は、平成十九年十月三日から同月二十二日までの間に一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。
 - 3 物件については、平成十九年十月十五日午前十一時から、弘前市大字中野一丁目三の二において現地説明を行う。
-

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭